

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集について

環境省では、廃棄物処理センターの指定に関する事項について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の一部を改正することを予定しております。

つきましては、広く内外の関係者から、本制定に対するご意見を以下の要領で募集します。頂いたご意見につきましては、取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要について

2. 意見募集期間

平成21年2月23日（月）から3月24日（火）まで（※必着）

3. 意見提出方法

意見提出用紙の様式に従い、郵送、FAX又はE-mailのいずれかの方法で、下記の提出先まで御提出ください。ただし、郵送の場合には封筒に赤字で、FAXの場合は冒頭に題名として、E-mailの場合には件名に、それぞれ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に関する意見」と記載してください。なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください

(提出先及びお問い合わせ先)

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL:03-5501-3156（直通）

FAX:03-3593-8264

E-mail:hairi-sanpai@env.go.jp

(注意事項)

- ・御意見は日本語で提出してください。
- ・御提出いただきました御意見については、名前、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・皆様から頂いた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。
- ・御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

4. 記入要領

郵送又はFAXの場合、下記の様式(A4版)にならい、氏名、住所、電話番号等を御記入ください。

電子メールにて応募される際にも、本記入要領に準じて御記入ください。

<意見提出用紙>

【宛先】 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

【氏名】 (企業・団体の場合は部署名及び担当者名も併せて御記入ください。)

【住所】

【電話番号】

【FAX番号】

【メールアドレス】

【意見内容】 (▲ページ■行目等どの部分についての意見か、該当箇所を明記の上、できるだけ簡潔に御記載ください。)